

○大分県林業・木材産業改善資金貸付規則

平成十六年三月十日
大分県規則第九号

大分県林業・木材産業改善資金貸付規則をここに公布する。

大分県林業・木材産業改善資金貸付規則

大分県林業改善資金貸付規則（昭和五十二年大分県規則第一号）の全部を改正する。

（趣旨）

第一条 県が行う林業従事者等に対する林業・木材産業改善資金（当該資金の貸付けを行う融資機関に対する当該貸付けに必要な資金を含む。）の貸付けについては、林業・木材産業改善資金助成法（昭和五十一年法律第四十二号。以下「法」という。）、林業・木材産業改善資金助成法施行令（昭和五十一年政令第百三十一号）及び林業・木材産業改善資金助成法施行規則（平成十五年農林水産省令第五十五号）の定めるところによるほか、この規則の定めるところによるものとする。

（貸付対象者）

第二条 林業・木材産業改善資金の貸付金（以下「貸付金」という。）の貸付対象者は、次に掲げるもの（県内に住所地又は主たる事務所の所在地を有するものに限る。）とする。

一 林業従事者たる個人

二 木材産業に属する事業を営む者（資本金の額若しくは出資の総額が一千万円以下の会社又は常時使用する従業者の数が百人（木材製造業を営む者にあつては、三百人）以下の会社若しくは個人に限る。）

三 第一号又は前号に掲げる者の組織する団体

四 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号。以下「農商工等連携促進法」という。）第四条第二項第二号ロに掲げる措置を行う農商工等連携促進法第十二条第一項の認定中小企業者

五 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成二十二年法律第六十七号。以下「六次産業化法」という。）第六条第三項の促進事業者で六次産業化法第十条第一項に規定する措置を行うもの

六 林業を行う法人で林業従事者の組織する団体以外のもの（会社にあつては、資本金の額若しくは出資の総額が一千万円以下のもの又は常時使用する従業者の数が三百人以下のものに限る。）

2 前項の貸付対象者のうち、法人でない団体にあつては、次に掲げる要件を有するものでなければならない。

一 林業又は木材産業の経営、林産物の生産又は販売の方式の改善等を共同して又は集団的に行うことを目的として組織された団体であつて、実体的活動を現に行っているものであること。

二 目的、名称、事務所、資産、代表者、総会等に関する定めを有するものであること。

3 知事は、次に掲げるものに対しては、前二項の規定にかかわらず、貸付けを行わないものとする。

一 大分県暴力団排除条例（平成二十二年大分県条例第三十三号）第二条第三号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）

二 法人でその役員のうち暴力団等に該当する者のあるもの

三 暴力団員等がその事業活動を支配するもの

(貸付資格の認定)

第三条 貸付金の貸付資格の認定を受けようとする者（以下この条において単に「申請者」という。）は、その者の住所地、主たる事務所の所在地又は事業地（法第二条第一項に規定する林業・木材産業改善措置（以下「林業・木材産業改善措置」という。）を実施する土地の区域をいう。）（以下「住所地等」という。）を担当地区内に含む第九条第一項の規定により貸付金の貸付に係る事務の委託を受けた者若しくは同条第二項の規定により再委託を受けた者（以下「事務委託機関」という。）又は法第三条第二項に規定する融資機関（以下「融資機関」という。）を経由して、林業・木材産業改善資金貸付資格認定申請書（第一号様式。以下「貸付資格認定申請書」という。）を知事に提出するものとする。

2 事務委託機関及び融資機関は、貸付資格認定申請書の提出があったときは、これを貸付資格の認定を受けようとする者の住所地等を管轄する振興局長に送付するものとする。

3 振興局長は、前項の規定により貸付資格認定申請書の送付を受けたときは、当該貸付資格の認定について、意見を添えて、知事に送付するものとする。

4 知事は、林業・木材産業改善措置の内容が次の各号に掲げる措置のいずれかに該当し、かつ、申請者（その者が団体である場合には、その団体又はその団体を構成する者）が申請に係る林業・木材産業改善資金をもって林業・木材産業改善措置を実施することにより、林業経営若しくは木材産業経営を改善し、又は林業労働に係る労働災害の防止若しくは林業労働に従事する者の確保を図る見込みがあると認められる場合は、林業・木材産業改善資金の貸付資格を認定するものとする。

一 新たな林業部門の経営の開始（従来行っていなかった林業部門の事業へ進出することをいい、林業を行っていなかった者が新たに林業の経営を開始することを含む。）

二 新たな木材産業部門の経営の開始（従来行っていなかった木材産業部門の事業へ進出することをいい、木材産業を行っていなかった者が新たに木材産業の経営を開始することを含む。）

三 林産物の新たな生産方式の導入（先駆的な技術で生産性の向上、品質の向上等に資するものを導入することをいう。）

四 林産物の新たな販売方式の導入（従来の技術・経営手法では対応できない新しい販売の方式を導入することをいう。）

五 林業労働に係る安全衛生施設の導入（林業労働に係る労働災害を防止するために普及を図る必要があると認められる機械・施設を導入することをいう。）

六 林業労働に従事する者の福利厚生施設の導入（林業労働に従事する者を確保するために普及を図る必要があると認められる保健施設等を導入することをいう。）

5 知事は、前項の認定に当たっては、林業・木材産業改善措置に係る事業（以下この項、第十条、第十一条及び第十三条において「事業」という。）が、事業の効果の発現時期の早期化及び資金の効果的利用の観点から、原則として、林業・木材産業改善資金の貸付後三か月以内（森林施業の継続した実施、研修等三か月以内に完了することが困難なものについては、林業・木材産業改善措置に関する計画に記載する事業完了までの期間以内）に完了すると見込まれるものであることを勘案するものとする。

6 知事は、貸付資格の認定をしたときは林業・木材産業改善資金貸付資格認定書（第二号様式。以下「資格認定書」という。）を申請者に交付し、認定をしない旨の決定をしたときはその旨を申請者に通知するものとする。

(貸付条件)

第四条 貸付金の一林業従事者等ごとの限度額は、次のとおりとする。ただし、林業経営若しくは木材産業経営の改善又は林業労働に係る労働災害の防止若しくは林業労働に従事する者の確保を図るため、特に必要があると認めて県が農林水産大臣と協議した場合にあっては、当該協議をして定めた額とする。

一 個人 千五百万円

二 会社 三千万円

三 会社以外の団体 五千万円

四 前三号に掲げるものが木材産業に係る林業・木材産業改善措置を実施する場合
一億円

2 貸付金の利率は、無利子とする。

3 貸付金の償還期間は、十年（三年以内の据置期間を含む。）以内とする。ただし、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める償還期間とする。

一 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和五十四年法律第五十一号）第三条第一項の認定を受けた者が当該認定に係る同条第二項第三号の措置を実施するのに必要な林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行令（昭和五十四年政令第二百五号）第七条第一項に規定する資金を借り入れる場合 十二年（三年以内の据置期間を含む。）以内

二 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成二十年法律第四十五号）第五条第一項の認定事業者が同法第九条に規定する資金を借り入れる場合 十二年（三年以内の据置期間を含む。）以内

三 公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成二十二年法律第三十六号）第十八条第一項の認定木材製造業者が同法第十九条に規定する資金を借り入れる場合 十二年（三年以内の据置期間を含む。）以内

四 農商工等連携促進法第五条第一項の認定農商工等連携事業者が農商工等連携促進法第十三条第二項に規定する資金を借り入れる場合 十二年（五年以内の据置期間を含む。）以内

五 六次産業化法第六条第三項の認定農林漁業者等が六次産業化法第五条第一項の認定に係る同条第四項第二号の措置を実施するのに必要な六次産業化法第二項に規定する資金を借り受ける場合 十二年（五年以内の据置期間を含む。）以内

六 林業労働力の確保の促進に関する法律（平成八年法律第四十五号）第五条第一項の認定を受けた事業主が当該認定に係る計画に従って同項の改善措置を実施するのに必要な林業労働力の確保の促進に関する法律施行令（平成八年政令第百五十三号）第三条第一項に規定する資金を借り入れる場合 十五年（三年以内の据置期間を含む。）以内

七 山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第八条第一項及び第七項の同意を得た計画に従って同条第六項第一号に規定する事業を実施しようとする者が当該事業を実施するのに必要な同法第八条の六第一項に規定する資金を借り入れる場合 十二年（五年以内の据置期間を含む。）以内

八 木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成八年法律第四十七号）第四条第一項の認定を受けた者が当該認定に係る計画に従って同項に規定する木材生産流通改善施設を整備するのに必要な同法第十五条に規定する資金を借り入れる場合 十二年（三年以内の据置期間を含む。）以内

九 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成二十年法律第三十二号）第九条第一項の認定を受けた者が当該認定に係る計画を実施するのに必要な同法第十

一条第一項に規定する資金を借り入れる場合 十二年(五年以内の据置期間を含む。) 以内

十 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第十四条第一項の認定を受けた者が当該認定に係る計画を実施するのに必要な同法第十六条に規定する資金を借り入れる場合 十二年(三年以内の据置期間を含む。) 以内

十一 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律(令和四年法律第三十七号)第十九条第一項又は第二十一条第一項の認定を受けた者がこれらの認定に係る林業・木材産業改善措置(同法第十九条第五項第四号に規定するものに限る。)を実施するのに必要な同法第二十四条第二項に規定する資金を借り入れる場合 十二年(三年以内の据置期間を含む。) 以内

4 前項第一号に規定する資金であつて、森林経営管理法(平成三十年法律第三十五号)第三十七条第四項に規定する林業経営者が貸付けを受けるものについての同号の規定の適用については、同号中「十二年」とあるのは、「十五年」とする。

5 償還期間及び据置期間を定めるに当たっては、貸付対象者の経営の状況、貸付対象事業の性質、規模、耐用年数等を総合的に勘案し、前二項の範囲内で適正な期間を設定するものとする。

6 貸付金の償還方法は、償還期間を一年以内とした貸付金にあつては一時払の方法により、その他のものにあつては均等年賦支払の方法(据置期間を設けた貸付金にあつては、償還期間のうち当該据置期間経過後の期間において均等年賦支払の方法)により行うことを原則とする。

(林業・木材産業改善資金の内容)

第五条 林業・木材産業改善資金の内容は、林業・木材産業改善措置の実施に必要な次に掲げる資金とする。

一 施設の改良、造成又は取得に必要な資金

二 造林に必要な資金

三 立木の取得に必要な資金

四 立木を伐採し、又は木材の搬出を行うのに必要な資金

五 森林について賃借権その他の所有権以外の使用及び収益を目的とする権利を取得する場合において、権利金を支払い、又は当該権利の存続期間に対する対価の全額を一時に支払うのに必要な資金

六 林業機械、林産物の加工に用いられる機械その他の林業経営又は木材産業経営の改善を図るのに必要な施設について賃借権を取得する場合において、当該賃借権の存続期間に対する借賃の全額を一時に支払うのに必要な資金

七 森林の施業又は立木の管理を継続して委託する場合において、当該委託の期間に対する委託料を支払うのに必要な資金

八 能率的な林業又は木材産業の技術又は経営方法を習得するための研修を受けるのに必要な資金

九 林業経営又は木材産業経営に関し専門的知識を有する者の助言又は指導を受けるのに必要な資金

十 林業経営若しくは木材産業経営の改善に必要な調査又は通信・情報処理機材の取得に必要な資金

十一 営業権、商標権その他の無形固定資産の取得又は研究開発費その他の繰延資産に計上し得る費用に充てるのに必要な資金

十二 第四号から第十一号までに掲げるもののほか、経営規模の拡大、生産方式の合理化その他の林業経営又は木材産業経営の改善に伴い必要となる資材費その他の費

用に充てるのに必要な資金

(県による貸付け)

第六条 県から貸付金の貸付け(以下「直接貸付け」という。)を受けようとする者(以下この条において単に「申請者」という。)は、貸付資格認定申請書と併せて、知事に林業・木材産業改善資金貸付申請書(第三号様式。以下「貸付申請書」という。)を事務委託機関を経由して知事に提出するものとする。

2 事務委託機関は、前項の貸付申請書の提出を受けたときは、貸付けの決定の参考となるべき資料等を添えて、申請者の住所地等を管轄する振興局長に送付するものとする。

3 振興局長は、前項の貸付申請書の送付を受けたときは、速やかに知事に送付するものとする。

4 直接貸付けを受けようとする者は、知事が貸付申請書を事務委託機関を経由して提出することを要しないと認めるときは、振興局長を経由して提出することができる。

5 知事は、貸付申請書の提出を受けたときは、貸付資格の認定審査と貸付けの審査を一体的に行うものとする。

6 知事は、前項の規定により貸付けの決定を行ったときは、林業・木材産業改善資金貸付決定通知書(第四号様式)を資格認定書と併せて申請者に交付するとともに、その旨を振興局長及び事務委託機関に通知し、貸付けをしない旨の決定を行ったときは、その旨を申請者、振興局長及び事務委託機関に通知するものとする。

7 前項の場合において、第四項の規定により貸付申請書を振興局長を経由して提出した者に係る貸付けをしない旨の決定の通知にあっては、事務委託機関に対する通知を要しないものとする。

8 申請者は、林業・木材産業改善資金貸付決定通知書を受け取ったときは、林業・木材産業改善資金借用証書(第五号様式)を事務委託機関を経由して知事に提出するものとする。

9 貸付金額が六百万円を超える貸付けの場合は、別に公正証書による債務承認弁済契約を締結するものとする。この場合において、公正証書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(連帯保証人又は担保)

第七条 直接貸付けを受ける者(造林の事業を行う市町村、財産区及び地方公共団体の一部事務組合を除く。)は、連帯保証人を立て、又は別に定めるところにより、知事が担保を求めた場合は、担保を提供しなければならない。

2 連帯保証人の数は、貸付金額に応じて、別に定めるところによるものとする。

3 直接貸付けを受ける者が団体である場合は、その構成員のうち当該貸付けによって受益する者(その受益する者が特定されない場合にあっては、団体の理事等)が当該団体の連帯保証人となるものとする。

4 知事は、貸付けを受ける者が、第一項の連帯保証人を立てることができないと認めるときは、前三項の規定にかかわらず、当該連帯保証人を立てることに代えて、適当と認める物件を担保として求めることができる。

5 知事は、直接貸付けに係る債権を保全するために必要があると認めるときは、直接貸付けを受ける者に対し、連帯保証人の追加若しくは交替又は担保の追加若しくは変更を求めることができる。

(融資機関による貸付け及び県貸付金の貸付け)

第八条 融資機関から貸付金の貸付け(以下「転貸貸付け」という。)を受けようとする者(以下この条において単に「申請者」という。)は、融資機関に林業・木材産業改善

資金借入申込書（第六号様式。以下「借入申込書」という。）を提出するとともに、借入申込書の写しを添えて貸付資格認定申請書を知事に提出するものとする。

- 2 知事は、転貸貸付けを受けようとする者に係る貸付資格の認定の可否を、融資機関に通知するものとする。
- 3 融資機関は、貸付金の貸付けを行うために必要な資金（以下「県貸付金」という。）の貸付けを受けようとするときは、知事に林業・木材産業改善資金県貸付金貸付申請書（第七号様式）を提出するものとする。
- 4 知事は、林業・木材産業改善資金県貸付金貸付申請書の提出を受けたときは、速やかに審査を行い、貸付けを行うことが適当であると認めるときは、貸付けの決定を行い、融資機関に林業・木材産業改善資金県貸付金貸付決定通知書（第八号様式）を交付するものとし、貸付けをしない旨の決定をしたときは、その旨を融資機関及び申請者に通知するものとする。
- 5 融資機関は、知事から林業・木材産業改善資金県貸付金貸付決定通知書の交付を受けたときは、速やかに、申請者に対し林業・木材産業改善資金借受者貸付決定通知書（第九号様式）を交付するものとする。
- 6 融資機関は、県貸付金の交付を受けようとするときは、知事に林業・木材産業改善資金県貸付金支払請求書（第十号様式）を提出するものとする。
- 7 県貸付金の交付は、前項の支払請求を受けて行うものとする。この場合において、融資機関は、県貸付金の交付を受ける際、林業・木材産業改善資金県貸付金借用証書（第十一号様式）を知事に提出するものとする。
- 8 融資機関は、転貸貸付けを受ける者との貸付契約を林業・木材産業改善資金借受者借用証書（第十二号様式）により行うものとする。
- 9 県貸付金の償還期間は十六年（四年以内（第四条第三項第四号、第五号、第七号及び第九号に掲げる場合は六年以内）の据置期間を含む。）以内とし、県貸付金の利率、償還方法、償還期日及び違約金その他の貸付条件については、貸付金の貸付条件とそれぞれ同一の条件とする。
- 10 融資機関は、県貸付金の交付を受けたときは、速やかに転貸貸付けを行わなければならない。この場合において、融資機関は、当該貸付けを行うことを条件として、転貸貸付けを受ける者に対して、既存債権の償還条件の変更等をしてはならない。
- 11 融資機関は、次に掲げる場合は、直ちに知事に報告し、その指示に従わなければならない。
 - 一 転貸貸付けの業務を中止し、又は廃止しようとする場合
 - 二 転貸貸付けの業務の遂行が困難となった場合
- 12 融資機関は、県貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用してはならず、また、知事が当該融資機関に対する貸付けに係る債権の保全その他貸付けの条件の適正な実施を図るために必要があると認める場合において、その業務及び資産の状況に関し報告を求めたときは、遅滞なく、報告をしなければならないものとする。
- 13 第三条第四項の貸付資格の認定を受けている者が、当該認定に係る林業・木材産業改善資金の貸付けを受けようとする場合における第一項の規定の適用については、同項中「を添えて貸付資格認定申請書」とあるのは、「及び資格認定書の写し」とする。
(事務の委託)

第九条 知事は、法第十四条の規定に基づき林業・木材産業改善資金の貸付けに係る事務（貸付けの決定、期限前償還の決定及び支払の猶予の決定を除く。）の一部を森林組合法（昭和五十三年法律第三十六号）第一百一条第一項第三号の事業を行う森林組合連合会並びに中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）第九条の二第一項

第二号の事業を行う事業協同組合及び第九条の九第一項第二号の事業を行う事業協同組合連合会に委託することができる。

- 2 前項の委託を受けた森林組合連合会又は事業協同組合連合会は、自己の責任において委託を受けた事務の処理をその構成員である森林組合法第九条第二項第一号の事業を行う森林組合又は中小企業等協同組合法第九条の二第一項第二号の事業を行う事業協同組合に再委託することができるものとする。ただし、県貸付金の貸付けに係る債権についての再委託については、当該債権に係る融資機関である森林組合又は事業協同組合には再委託することができないものとする。

(事業実施報告等)

第十条 直接貸付け又は転貸貸付けを受ける者（以下「借受者」という。）は、事業完了後二十日以内に、林業・木材産業改善資金事業実施報告書（第十三号様式。以下「実施報告書」という。）を貸付けの決定を受けた機関（知事又は融資機関をいう。以下「貸付決定機関」という。）に提出するものとする。この場合において、借受者が法人でない団体である場合には、当該報告書に個人別内訳を明記するものとする。

- 2 融資機関は、実施報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適正であると認められるときは、速やかに、知事に林業・木材産業改善資金県貸付金事業実施報告書（第十四号様式）を提出するものとする。
- 3 前二項の報告により、事業が貸付けの目的に適合していないと知事が認め必要な指示をした場合は、借受者及び融資機関はその指示に従わなければならない。

(林業・木材産業改善措置に関する計画の変更及び貸付資格認定の取消し)

第十一条 借受者は、貸付決定後事業が完了するまでの間に、林業・木材産業改善措置に関する計画に記載された計画内容に著しい変更がある場合、林業・木材産業改善資金計画変更申請書（第十五号様式）を借受者の住所等を管轄する振興局長を経由して知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の変更承認申請書を受理したときは、内容を審査し、計画の変更を認めた場合は、林業・木材産業改善資金計画変更承認通知書（第十六号様式）により借受者に通知するものとする。この場合において、借受者が、直接貸付けを受けている場合においては事務委託機関に、転貸貸付けを受けている場合においては融資機関に対してそれぞれその旨通知するものとする。
- 3 知事は、貸付決定から事業が完了するまでの間に、林業・木材産業改善措置に関する計画が達成できない見込みとなった場合は、当該計画に係る貸付資格の認定を取り消すものとし、林業・木材産業改善資金貸付資格認定取消通知書（第十七号様式）により、借受者に通知するものとする。この場合において、借受者が、直接貸付けを受けている場合においては事務委託機関に、転貸貸付けを受けている場合においては融資機関に対しその旨通知し、期限前償還等の所定の手続を行わなければならないものとする。

(償還方法の変更)

第十二条 借受者は、林業・木材産業改善資金の償還方法を変更しようとする場合（第十三条、第十四条又は第十五条の規定による償還方法の変更を除く。）は、林業・木材産業改善資金償還方法変更申請書（第十八号様式。以下「償還方法変更申請書」という。）を貸付決定機関に提出しなければならない。

- 2 知事は、償還方法変更申請書を受理したときは、その内容を審査し、償還方法の変更を認めたときは、林業・木材産業改善資金償還方法変更承認通知書（第十九号様式）により借受者及び事務委託機関に通知するものとする。
- 3 融資機関は、償還方法変更申請書の提出を受けたときは、速やかに、知事に対し林

業・木材産業改善資金県貸付金償還方法変更申請書（第二十号様式）を提出するものとし、知事はその内容を審査し、償還方法の変更を認めるときは、林業・木材産業改善資金県貸付金償還方法変更承認通知書（第二十一号様式）を融資機関に交付し、融資機関は、林業・木材産業改善資金償還方法変更承認通知書により借受者に通知するものとする。

- 4 知事は、償還方法の変更を認めない旨の決定をしたときは、その旨を前二項の規定に準じて借受者又は融資機関に通知するものとする。

（繰上償還）

第十三条 借受者は林業・木材産業改善資金の全部又は一部を繰り上げて償還することができる。ただし、事業の実施の結果、借り受けた林業・木材産業改善資金に余剰が生じた場合には、速やかに、繰上償還を行わなければならないものとする。

- 2 借受者が、繰上償還する場合は、貸付決定機関に林業・木材産業改善資金繰上償還届（第二十二号様式）を提出しなければならない。

- 3 知事は、借受者が繰上償還をしようとするときは、償還期限を付して繰上償還の通知を行うものとする。

- 4 融資機関は、林業・木材産業改善資金繰上償還届の提出を受けたときは、速やかに、知事に林業・木材産業改善資金県貸付金繰上償還届（第二十三号様式）を提出するものとし、繰上償還金を受領した場合には、速やかに、県貸付金の繰上償還を行うものとする。

（期限前償還）

第十四条 貸付決定機関は、借受者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該借受者に対しいつでも貸付金の全部又は一部につき、期限を付して期限前償還を請求することができるものとする。この場合において、期限前償還により償還金を受領した融資機関は、速やかに、知事に県貸付金の繰上償還を行うものとする。

一 貸付金を当該貸付けの目的以外の目的に使用したとき。

二 償還金の支払を怠ったとき。

三 前二号に掲げる場合のほか、正当な理由がなくて直接貸付け又は転貸貸付けの条件に違反したとき。

- 2 知事は、融資機関が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該融資機関に対し、いつでも県貸付金の全部又は一部につき、期限を付して期限前償還を請求することができるものとする。

一 県貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき。

二 知事が融資機関に対する貸付けに係る債権の保全その他貸付けの条件の適正な実施を図るため、その業務及び資産の状況に関し報告を求めた場合に、その報告を怠ったとき。

三 県貸付金の償還金の支払を怠ったとき（借受者による林業・木材産業改善資金の償還を第十五条第一項の規定により猶予していたことにより、融資機関が県貸付金の償還を償還期日までに行うことができない場合を除く。）。

四 前三号に掲げる場合のほか、正当な理由がなくて県貸付金の貸付条件に違反したとき。

（支払の猶予）

第十五条 貸付決定機関は、借受者が災害又は借受者（そのものが団体である場合には、その団体を構成する個人）若しくはその者と住居及び生計を一にする親族の死亡、疾病若しくは負傷により貸付金の償還が著しく困難であると認められる場合には、償還金の支払を猶予することができるものとする。この場合において、支払の猶予を申請

しようとする者は、林業・木材産業改善資金支払猶予申請書（以下「支払猶予申請書」という。第二十四号様式）に知事が指定する証明書を添え、償還期限（分割払の場合における各支払期日を含む。）の三十日前までに貸付決定機関に提出しなければならない。

- 2 知事は、支払猶予申請書を受理したときは、その内容を審査し、猶予することが適当と認めるときは、林業・木材産業改善資金支払猶予決定通知書（第二十五号様式）により借受者及び事務委託機関に通知するものとする。
- 3 融資機関は、支払猶予申請書の提出を受けたときは、速やかに、知事に対し林業・木材産業改善資金県貸付金支払猶予申請書（第二十六号様式）を提出するものとし、知事はこれを適当と認めるときは、融資機関に林業・木材産業改善資金県貸付金支払猶予決定通知書（第二十七号様式）を交付し、融資機関は林業・木材産業改善資金支払猶予決定通知書により借受者に通知するものとする。
- 4 知事は支払猶予をしない旨の決定をしたときは、その旨を前二項の規定に準じて借受者又は融資機関に通知するものとする。この場合において、償還金の支払期日を過ぎて支払猶予をしない旨の決定をしたときにおいても、次条の違約金を徴収するものとする。

（違約金）

第十六条 貸付決定機関は、借受者が支払期日に償還金又は期限前償還をすべき金額を支払わなかった場合には、延滞金額につき年十二・二五パーセントの割合をもって支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を徴収するものとする。

- 2 融資機関は、借受者から違約金を徴収した場合には、速やかに、当該違約金を県に納付しなければならない。ただし、融資機関が県貸付金の償還を支払期日に支払っている場合には、借受者が支払期日に償還金を支払わなかった場合に徴収した違約金を県に納付する必要はない。
- 3 知事は、融資機関が支払期日に償還金又は期限前償還をすべき金額を支払わなかった場合には、延滞金額につき年十二・二五パーセントの割合をもって支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を徴収するものとする。ただし、当該償還金に関する借受者による償還金が支払期日までに支払われなかった場合又は前条第一項の規定による支払の猶予をしていたことにより支払期日までに支払われなかった場合には、支払期日の翌日から借受者又はそれに代わる者による融資機関への支払の当日までの日数を上記日数から控除することができるものとする。

（報告及び検査）

第十七条 知事は、必要があると認めるときは、借受者、融資機関若しくは事務委託機関から必要な報告を求め、又は知事が指定する職員に貸付金に関する帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

（雑則）

第十八条 この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行前に貸し付けられた改正前の大分県林業改善資金貸付規則第二条第一項の林業生産高度化資金、新林業部門導入資金、林業労働福祉施設資金及び青年林業者等養成確保資金については、なお従前の例による。

- 附 則（平成一七年規則第八九号）
この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則（平成一八年規則第三六号）
この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則（平成一九年規則第八一号）
この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則（平成二一年規則第三一号）
この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則（平成二三年規則第一号）
この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則（平成二三年規則第三二号）
この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則（平成二四年規則第六二号）
この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則（平成二八年規則第六八号）
この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則（平成二九年規則第三九号）
この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則（令和元年規則第三号）
この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則（令和二年規則第五三号）
この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則（令和三年規則第七五号）
この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則（令和三年規則第八八号）
この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則（令和四年規則第五六号）
この規則は、公布の日から施行する。